

議案第 25 号

匝瑳市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市空家等対策の推進に関する条例（平成29年匝瑳市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第6条第1項中「法第6条第1項」を「法第7条第1項」に改め、同条第2項第6号中「法第14条第1項」を「法第22条第1項」に、「同条第9項若しくは第10項」を「同条第9項から第11項まで」に改める。

第7条第1項中「法第7条第1項」を「法第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

匝瑳市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	後	改	正	前
第1条・第2条 略 <u>(所有者等の責務)</u>	第1条・第2条 略 <u>(所有者等の責務)</u>	第1条・第2条 略 <u>(所有者等の責務)</u>	第1条・第2条 略 <u>(所有者等の責務)</u>	第1条・第2条 略 <u>(所有者等の責務)</u>	第1条・第2条 略 <u>(所有者等の責務)</u>
第3条 空家等の所有者等は、 <u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>	第3条 空家等の所有者等は、 <u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>	第3条 空家等の所有者等は、 <u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>	第3条 空家等の所有者等は、 <u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>	第3条 空家等の所有者等は、 <u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>	第3条 空家等の所有者等は、 <u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u>
第4条・第5条 略 (空家等対策計画)	第4条・第5条 略 (空家等対策計画)	第4条・第5条 略 (空家等対策計画)	第4条・第5条 略 (空家等対策計画)	第4条・第5条 略 (空家等対策計画)	第4条・第5条 略 (空家等対策計画)
第6条 市は、 <u>法第7条第1項の規定により、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての計画</u> (以下「空家等対策計画」という。)を定めるものとする。	第6条 市は、 <u>法第7条第1項の規定により、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての計画</u> (以下「空家等対策計画」という。)を定めるものとする。	第6条 市は、 <u>法第7条第1項の規定により、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての計画</u> (以下「空家等対策計画」という。)を定めるものとする。	第6条 市は、 <u>法第6条第1項の規定により、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての計画</u> (以下「空家等対策計画」という。)を定めるものとする。	第6条 市は、 <u>法第6条第1項の規定により、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての計画</u> (以下「空家等対策計画」という。)を定めるものとする。	第6条 市は、 <u>法第6条第1項の規定により、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての計画</u> (以下「空家等対策計画」という。)を定めるものとする。
2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) 略	2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) 略	2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) 略	2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) 略	2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) 略	2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1)～(5) 略
(6) 特定空家等に対する措置 (法第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項から第11項までの規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項 (7)～(9) 略 (協議会)	(6) 特定空家等に対する措置 (法第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項から第11項までの規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項 (7)～(9) 略 (協議会)	(6) 特定空家等に対する措置 (法第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項から第11項までの規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項 (7)～(9) 略 (協議会)	(6) 特定空家等に対する措置 (法第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項 (7)～(9) 略 (協議会)	(6) 特定空家等に対する措置 (法第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項 (7)～(9) 略 (協議会)	(6) 特定空家等に対する措置 (法第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項 (7)～(9) 略 (協議会)
第7条 市は、 <u>法第8条第1項の規定により、匝瑳市空家等対策協議会</u> (以下この条において「協議会」という。)を置く。 2～6 略 以下 略	第7条 市は、 <u>法第8条第1項の規定により、匝瑳市空家等対策協議会</u> (以下この条において「協議会」という。)を置く。 2～6 略 以下 略	第7条 市は、 <u>法第8条第1項の規定により、匝瑳市空家等対策協議会</u> (以下この条において「協議会」という。)を置く。 2～6 略 以下 略	第7条 市は、 <u>法第7条第1項の規定により、匝瑳市空家等対策協議会</u> (以下この条において「協議会」という。)を置く。 2～6 略 以下 略	第7条 市は、 <u>法第7条第1項の規定により、匝瑳市空家等対策協議会</u> (以下この条において「協議会」という。)を置く。 2～6 略 以下 略	第7条 市は、 <u>法第7条第1項の規定により、匝瑳市空家等対策協議会</u> (以下この条において「協議会」という。)を置く。 2～6 略 以下 略